

労使協定書の賃金等の記載状況について (一部事業所の集計結果 (令和4年度))

資料2

【集計の概要】

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」(※1)及び当該報告書に添付された労使協定書(※2)から、一部事業所を抽出して集計を行ったもの。

※1 労働者派遣事業報告書：労働者派遣法では派遣元事業主に対し、それぞれの事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

※2 本集計は、令和4年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの。

〔抽出方法〕

- ・職業全体：労働者派遣事業報告書(令和3年6月1日現在の状況)の提出のあった約4万事業所から、400事業所を企業規模別に層化無作為抽出。
- ・職業(業務)別：各職業(業務)について、労働者派遣事業報告書(令和3年6月1日現在の状況)に当該業務の実績がある事業所の全数を母集団として、企業規模別に無作為抽出。
なお、各業務ごとのサンプルサイズは、当該事業報告の賃金額の標準偏差から必要サンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。

1 選択している待遇決定方式

選択している待遇決定方式	選択の割合 (N=324)
派遣先均等・均衡方式	5.2%
労使協定方式	88.6%
併用	6.2%

(注1) 「派遣先均等・均衡方式」は、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」は、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」については、労働者派遣事業報告書(令和4年6月1日時点)において、

- ①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所としている。
- ②「協定対象派遣労働者」の人数が計上されている場合に「労使協定方式」を選択している事業所としている。
- ③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合、待遇決定方式を「併用」している事業所としている。

2 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和4年度）（全国計100.0）

以下の金額は、抽出された事業所の各労使協定書に記載されている基準値0年の賃金の額（時給換算）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われている賃金額を集計したものではありませんことに留意。（例えば、協定書上「1,000円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,000円」として集計している。）

労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計 ①と賃金構造基本 統計調査②等の使 用割合
01管理的公務員	—	—	—	—	①：— ②：—
02法人・団体の役員	—	—	—	—	①：— ②：—
03法人・団体の管理職員	—	—	—	—	①：— ②：—
04その他の管理的職業	—	—	—	—	①：— ②：—
05研究者 (N=137)	1,262円	2,027円	1,236円	24円	①：100% ②：0%
06農林水産技術者	—	—	—	—	①：— ②：—
07開発技術者 (N=184)	1,276円	2,027円	1,248円	28円	①：99% ②：1%
08製造技術者 (N=172)	1,272円	2,027円	1,252円	29円	①：100% ②：0%
09建築・土木技術者等 (N=181)	1,448円	2,158円	1,427円	32円	①：100% ②：0%
10情報処理・通信技術者 (N=220)	1,396円	2,027円	1,340円	56円	①：83% ②：15%
11その他の技術者 (N=151)	1,268円	2,075円	1,228円	36円	①：94% ②：6%
12医師、薬剤師等 (N=185)	1,857円	5,234円	1,813円	33円	①：98% ②：2%

(参考)

(円)

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額の基準値（0年） （令和4年度適用）	
01管理的公務員	1,222
02法人・団体の役員	1,777
03法人・団体の管理職員	1,526
04その他の管理的職業	1,347
05研究者 051研究者	1,236 1,236
06農林水産技術者	1,075
07開発技術者 071食品開発技術者 072電気・電子開発技術者等 073機械開発技術者 074自動車開発技術者 075輸送用機器開発技術者 076金属製錬・材料開発技術者 077化学品開発技術者 079その他の開発技術者	1,248 1,174 1,273 1,229 1,246 1,154 1,208 1,260 1,247
08製造技術者 081食品製造技術者 082電気・電子製造技術者等 083機械製造技術者 084自動車製造技術者 085輸送用機器製造技術者 086金属製錬・材料製造技術者 087化学品製造技術者 089その他の製造技術者	1,252 1,116 1,307 1,176 1,181 1,212 1,155 1,188 1,168
09建築・土木技術者等 091建築技術者 092土木技術者 093測量技術者	1,427 1,410 1,474 1,193
10情報処理・通信技術者 101システムコンサルタント 102システム設計技術者 103プロジェクトマネージャー 104ソフトウェア開発技術者 105システム運用管理者 106通信ネットワーク技術者 109その他の情報処理技術者等	1,340 1,367 1,359 1,687 1,342 1,273 1,313 1,294
11その他の技術者 119その他の技術者	1,228 1,228
12医師、薬剤師等 121医師 122歯科医師 123獣医師 124薬剤師	1,813 5,196 2,391 1,544 1,738

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との 差額の平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額の基準値(0年) (令和4年度適用)
13保健師、助産師等 (N=190)	1,318円	2,027円	1,292円	18円	①： 91% ②： 7%	13保健師、助産師等 131保健師 1,292 132助産師 1,320 133看護師、准看護師 1,454 1,290
14医療技術者	—	—	—	—	①： — ②： —	14医療技術者 1,285
15その他の保健医療 (N=161)	1,169円	2,027円	1,148円	20円	①： 99% ②： 1%	15その他の保健医療 1,148 151栄養士、管理栄養士 1,102 152あん摩マッサージ指圧師等 1,236 153柔道整復師 1,279 159他に分類されない保健医療 1,173
16社会福祉の専門的職業 (N=155)	1,203円	2,027円	1,185円	17円	①： 97% ②： 3%	16社会福祉の専門的職業 1,185 161福祉相談・指導専門員 1,168 162福祉施設指導専門員 1,144 163保育士 1,155 169その他の社会福祉の職業 1,250
17法務の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	17法務の職業 1,330
18経営・金融等の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	18経営・金融等の職業 1,341
19教育の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	19教育の職業 1,157
20宗教家	—	—	—	—	①： — ②： —	20宗教家 1,200
21著述家、記者、編集者 (N=158)	1,218円	2,027円	1,190円	21円	①： 100% ②： 0%	21著述家、記者、編集者 1,190 211著述家 1,257 212記者 1,174 213編集者 1,171
22美術家、デザイナー等 (N=162)	1,183円	2,027円	1,161円	25円	①： 100% ②： 0%	22美術家、デザイナー等 1,161 221彫刻家 — 222画家、書家、漫画家 1,101 223工芸美術家 — 224デザイナー 1,173 225写真家、映像撮影者 1,090
23音楽家、舞台芸術家 (N=164)	1,204円	2,027円	1,173円	30円	①： 92% ②： 0% 独自： 3%	23音楽家、舞台芸術家 1,173 231音楽家 — 233俳優 — 234プロデューサー、演出家 1,195 235演芸家 —
24その他の専門的職業 (N=186)	1,223円	2,027円	1,187円	24円	①： 100% ②： 0%	24その他の専門的職業 1,187 241図書館司書 — 242学芸員 1,159 243カウンセラー 1,252 244個人教師 1,155 245職業スポーツ家 — 246通信機器操作員 1,129 249他に分類されない専門 1,248
25一般事務員 (N=268)	1,075円	3,352円	1,047円	17円	①： 99% ②： 1%	25一般事務員 1,047 251総務事務員 1,091 252人事事務員 1,266 253企画・調査事務員 1,248 254受付・案内事務員 1,063 255秘書 1,241 256電話応接事務員 1,118 257総合事務員 1,018 258医療・介護事務員 975 259その他の一般事務の職業 1,105

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との 差額の平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の使 用割合		職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額の基準値(0年) (令和4年度適用)	
					①	②		
26会計事務員 (N=185)	1,151円	1,525円	1,159円	8円	①: 99%	②: 1%	26会計事務員	1,159
							261現金出納事務員	1,054
							262銀行等窓口事務員	1,003
							263経理事務員	1,143
							269その他の会計事務の職業	1,287
27生産関連事務員 (N=178)	1,130円	1,525円	1,131円	5円	①: 99%	②: 1%	27生産関連事務員	1,131
							271生産現場事務員	1,152
							272出荷・受荷係事務員	1,094
28営業・販売関連事務員 (N=167)	1,151円	1,525円	1,146円	4円	①: 99%	②: 1%	28営業・販売関連事務員	1,146
							281営業・販売事務員	1,123
							289その他の営業・販売事務	1,248
29外勤事務員 (N=122)	1,106円	1,525円	1,090円	9円	①: 100%	②: 0%	29外勤事務員	1,090
							291集金人	1,081
							292訪問調査員	1,216
							299その他の外勤事務の職業	1,075
30運輸・郵便事務 (N=136)	1,172円	1,525円	1,206円	7円	①: 99%	②: 1%	30運輸・郵便事務	1,206
							301旅客・貨物係事務員	1,018
							302運行管理事務員	1,216
							303郵便事務員	-
31事務用機器操作の職業 (N=191)	1,085円	1,525円	1,073円	11円	①: 99%	②: 1%	31事務用機器操作の職業	1,073
							311パソコン操作員	1,094
							312データ入力係員	1,042
							313コンピュータ操作員	1,115
							319その他の事務用機器操作	1,089
32商品販売の職業 (N=105)	1,121円	1,222円	1,116円	1円	①: 86%	②: 11%	32商品販売の職業	1,116
							321小売店主・店長	1,254
							322卸売店主・店長	1,409
							323小売店販売員	1,105
							324卸売・商品実演販売員	1,153
							325商品訪問・移動販売員	1,143
							326再生資源回収・卸売人	1,176
							327商品仕入営業員	1,267
33販売類似の職業	-	-	-	-	①: -	②: -	33販売類似の職業	1,272
34営業の職業 (N=95)	1,254円	1,560円	1,244円	9円	①: 100%	②: 0%	34営業の職業	1,244
							341飲食料品販売営業員	1,220
							342化学品販売営業員	1,200
							343医薬品営業員	1,255
							344機械器具販売営業員	1,194
							345通信・情報システム営業員	1,305
							346金融・保険営業員	1,178
							347不動産営業員	1,321
							349その他の営業の職業	1,248
35家庭生活支援サービス (N=58)	1,099円	1,465円	1,098円	2円	①: 100%	②: 0%	35家庭生活支援サービス	1,098
							351家政婦(夫)、家事手伝	1,056
							359その他の家庭生活サービス	1,143
36介護サービスの職業 (N=132)	1,094円	1,177円	1,087円	3円	①: 99%	②: 1%	36介護サービスの職業	1,087
							361施設介護員	1,059
							362訪問介護職	1,211
37保健医療サービス (N=120)	965円	1,107円	963円	4円	①: 97%	②: 3%	37保健医療サービス	963
							371看護助手	932
							372歯科助手	993
							379その他の保健医療サービス	972
38生活衛生サービス (N=83)	1,117円	1,811円	1,181円	21円	①: 88%	②: 12%	38生活衛生サービス	1,181
							381理容師	1,362
							382美容師	1,167
							383美容サービス職	1,109
							384浴場従事人	1,011
							385クリーニング職	1,007
							389その他の生活衛生サービス	1,003

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との 差額の平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額の基準値（0年） （令和4年度適用）
					(①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の使 用割合	
39飲食物調理の職業 (N=125)	1,116円	1,163円	1,141円	4円	①： 79% ②： 21%	39飲食物調理の職業 391調理人 1,141 392バーテンダー 1,184
40接客・給仕の職業 (N=125)	1,167円	1,294円	1,206円	4円	①： 86% ②： 9%	40接客・給仕の職業 401飲食店主・店長 1,329 402旅館・ホテル支配人 1,604 403飲食物給仕係 1,210 404旅館・ホテル・乗物接客員 1,066 405接客社交係、芸者等 1,122 406娯楽場等接客員 1,121 409その他の接客・給仕の職業 1,130
41居住施設・ビルの管理 (N=80)	1,163円	1,384円	1,157円	2円	①： 100% ②： 0%	41居住施設・ビルの管理 411マンション管理人等 1,098 412寄宿舎・寮管理人 1,273 413ビル管理人 1,174 414駐車場・駐輪場管理人 1,055 419その他の居住施設等の管理 1,237
42その他のサービス (N=113)	1,098円	1,159円	1,090円	4円	①： 99% ②： 1%	42その他のサービス 421添乗員、観光案内人 1,063 422物品一時預り人 - 423物品賃貸人 1,093 424広告宣伝人 1,130 425葬儀師、火葬係 1,106 426トリマー 984 429他に分類されないサービス 1,097
43自衛官	—	—	—	—	①： — ②： —	43自衛官 1,026
44司法警察職員	—	—	—	—	①： — ②： —	44司法警察職員 1,232
45その他の保安職業	—	—	—	—	①： — ②： —	45その他の保安職業 1,064
46農業の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	46農業の職業 1,083
47林業の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	47林業の職業 1,120
48漁業の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	48漁業の職業 1,136
49生産設備（金属） (N=147)	1,085円	1,593円	1,073円	9円	①： 100% ②： 0%	49生産設備（金属） 491製鉄・製鋼製錬設備等 1,064 492鑄造・鍛造設備 1,079 493金属工作設備制御・監視員 1,066 494金属プレス設備 1,057 495鉄工・製缶設備 1,099 496板金設備制御・監視員 1,067 497めっき・金属研磨設備 1,055 498金属溶接・溶断設備 1,095 499その他の生産設備（金属） 1,068
50生産設備（金属除く） (N=147)	1,081円	1,593円	1,076円	5円	①： 98% ②： 2%	50生産設備（金属除く） 501化学製品生産設備 1,087 502窯業製品生産設備 1,123 503食料品生産設備 1,063 504飲料・たばこ生産設備 1,048 505紡織・衣服生産設備等 1,014 506木製製品生産設備等 1,060 507印刷・製本設備 1,064 508ゴム生産設備等 1,089 509その他の生産設備 1,087

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との 差額の平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額の基準値（0年） （令和4年度適用）
					(①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の使 用割合	
51生産設備（機械） （N=145）	1,085円	1,593円	1,076円	6円	①： 100% ②： 0%	51生産設備（機械） 1,076 511一般機械器具組立設備 1,100 512電気機械器具組立設備 1,053 513自動車組立設備 1,059 514輸送用機械器具組立設備 1,103 515計量計測機器組立設備等 -
52金属材料製造等 （N=182）	1,107円	1,593円	1,109円	7円	①： 100% ②： 0%	52金属材料製造等 1,109 521製鉄工、製鋼工 1,087 522非鉄金属製錬工 1,083 523鋳物製造工 1,069 524鍛造工 1,268 525金属熱処理工 1,115 526圧延工 1,090 527汎用金属工作機械工 1,085 528数値制御金属工作機械工 1,081 531金属プレス工 1,065 532鉄工、製缶工 1,130 533板金工 1,135 534めっき工、金属研磨工 1,060 535くぎ・ばね製造工等 1,061 536金属製品製造工 1,078 537金属溶接・溶断工 1,142 539その他の金属材料製造等 1,102
54製品製造・加工処理 （N=210）	1,048円	1,593円	1,034円	15円	①： 100% ②： 0%	54製品製造・加工処理 1,034 541化学製品製造工 1,071 542窯業・土石製品製造工 1,090 543精穀・製粉製造工等 1,023 544めん類製造工 993 545パン・菓子製造工 1,043 546豆腐・こんにゃく製造工等 1,011 547かん詰・びん詰製造工等 951 548乳・乳製品製造工 995 551食肉加工品製造工 1,085 552水産物加工工 1,008 553保存食品製造工等 995 554弁当・惣菜類製造工 1,059 555野菜つけ物工 964 556飲料・たばこ製造工 1,033 557繊維工 990 558衣服・繊維製品製造工 898 561木製品製造工 1,030 562パルプ・紙・紙製品製造工 1,034 563印刷・製本作業員 1,063 564ゴム製品製造工 1,039 565プラスチック製品製造工 1,048 569その他の製品製造等 1,054
57機械組立の職業 （N=206）	1,077円	1,850円	1,084円	9円	①： 100% ②： 0%	57機械組立の職業 1,084 571一般機械器具組立工 1,134 572電気機械組立工 1,053 573電気通信機械器具組立工 1,014 574電子応用機械器具組立工 1,043 575電子機械器具組立工等 1,008 576半導体製品製造工 1,035 577電球・電子管組立工 1,015 578乾電池・蓄電池製造工 1,039 581被覆電線製造工 999 582束線工 921 583電子機器部品組立工 985 584自動車組立工 1,058 585輸送用機械器具組立工 1,094 586計量計測機器組立工 1,060 587光学機械器具組立工 971 588レンズ研磨工・加工工 1,060 591時計組立工 - 599その他の機械組立の職業 1,086

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との 差額の平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額の基準値（0年） （令和4年度適用）	
					(①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の使 用割合		
60機械整備・修理の職業 (N=157)	1,138円	1,844円	1,122円	17円	①： 100% ②： 0%	60機械整備・修理の職業	1,122
						601一般機械器具修理工	1,139
						602電気機械器具修理工	1,145
						603自動車整備工	1,109
						604輸送用機械器具整備等	1,121
						605計量計測機器修理工等	1,165
61製品検査（金属） (N=172)	1,063円	1,593円	1,053円	5円	①： 100% ②： 0%	61製品検査（金属）	1,053
						611金属材料検査工	1,044
						612金属加工・溶接検査工	1,055
62製品検査（金属除く） (N=192)	1,043円	1,593円	1,026円	11円	①： 100% ②： 0%	62製品検査（金属除く）	1,026
						621化学製品検査工	1,085
						622窯業製品検査工	1,130
						623食料品検査工	1,049
						624飲料・たばこ検査工	992
						625紡織・衣服製品検査工等	904
						626木製製品・バルブ検査工等	984
						627印刷・製本検査工	995
						628ゴム製品検査工等	969
						629その他の製品検査の職業	1,048
63機械検査の職業 (N=161)	1,102円	1,843円	1,087円	14円	①： 100% ②： 0%	63機械検査の職業	1,085
						631一般機械器具検査工	1,084
						632電気機械器具検査工	1,040
						633自動車検査工	1,165
						634輸送用機械器具検査工	1,112
						635計量計測機器検査工等	1,080
64生産関連・生産類似 (N=154)	1,141円	1,593円	1,148円	6円	①： 100% ②： 0%	64生産関連・生産類似	1,148
						641塗装工	1,144
						642画工、看板制作工	1,092
						643製図工	1,163
						644パタンナー	1,017
						649その他の生産関連等	1,102
65鉄道運転の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	65鉄道運転の職業	974
66自動車運転の職業 (N=41)	1,242円	1,987円	1,250円	38円	①： 94% ②： 6%	66自動車運転の職業	1,250
						661バス運転手	1,137
						662乗用自動車運転手	1,017
						663貨物自動車運転手	1,323
						669その他の自動車運転の職業	1,231
67船舶・航空機運転	—	—	—	—	①： — ②： —	67船舶・航空機運転	1,376
68その他の輸送の職業 (N=43)	1,133円	1,280円	1,127円	8円	①： 100% ②： 0%	68その他の輸送の職業	1,127
						681車掌	952
						682駅構内係	952
						683甲板員、船舶機関員	1,255
						684フォークリフト運転作業員	1,125
						689他に分類されない輸送	1,152
69定置・建設機械運転 (N=53)	1,240円	1,824円	1,243円	24円	①： 99% ②： 1%	69定置・建設機械運転	1,243
						691発電員、変電員	1,160
						692パイラーオペレーター	1,078
						693クレーン・巻上機運転工	1,286
						694ポンプ・送風機運転工	1,155
						695建設機械運転工	1,304
						696玉掛作業員	1,219
						697ビル設備管理員	1,195
						699その他の定置機械運転等	1,111

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額の基準値（0年）（令和4年度適用）
					(①)と賃金構造基本統計調査(②)等の使用割合	
70建設躯体工事の職業	—	—	—	—	①：— ②：—	70建設躯体工事の職業 1,292
71建設の職業	—	—	—	—	①：— ②：—	71建設の職業 1,212
72電気工事の職業	—	—	—	—	①：— ②：—	72電気工事の職業 1,174
73土木の職業	—	—	—	—	①：— ②：—	73土木の職業 1,226
74採掘の職業	—	—	—	—	①：— ②：—	74採掘の職業 1,208
75運搬の職業 (N=64)	1,137円	1,590円	1,136円	21円	①：95% ②：5%	75運搬の職業 1,136 751郵便集配員、電報配達員 1,164 752港湾荷役作業員 1,104 753陸上荷役・運搬作業員 1,172 754倉庫作業員 1,104 755配達員 1,151 756荷造作業員 1,040
76清掃の職業 (N=64)	1,096円	1,241円	1,086円	12円	①：92% ②：2%	76清掃の職業 1,086 761ビル・建物清掃員 1,017 762ハウスクリーニング作業員 1,115 763道路・公園清掃員 1,157 764ごみ収集・し尿汲取作業員 1,110 765産業廃棄物収集作業員 1,151 769その他の清掃の職業 1,174
77包装の職業 (N=60)	998円	1,253円	982円	16円	①：93% ②：7%	77包装の職業 982 771製品包装作業員 984 779その他の包装の職業 960
78その他の運搬等の職業 (N=69)	1,098円	1,244円	1,088円	14円	①：92% ②：8%	78その他の運搬等の職業 1,088 781選別作業員 1,090 782軽作業員 1,090 789他に分類されない運搬等 1,074

(注1) 「職業分類」は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく中分類。

(注2) 労使協定書に職業分類の小分類のみ記載しているものは、中分類の額とみなして計上している。

また、労使協定書に小分類が複数記載されているものは、その平均額を中分類の額とみなして計上。

(注3) 労使協定書に賃金構造基本統計調査の職種が記載されているものは、対応すると考えられる職業安定業務統計の職業区分(中分類)において集計。

(注4) 表中の「一般賃金」とは、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金(月額)の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額。

(注5) 各労使協定書について、以下の手順で集計。

① 労使協定書に記載されている基準値(0年)の協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を確認。

② 地域指数を全国(100.0)に換算した額を計算。

※例えば、北海道で1,200円の場合、 $1,200円 \div 0.927$ (地域指数) = 1,294円として集計する。

③ ②で計算した額を各労使協定書の協定対象派遣労働者の賃金額の下限額として集計。

地域指数は、令和3年8月6日付け職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)の第2の1の③の「地域指数」をいう。通達別添3「職業安定業務統計による地域指数」を参照。

(注6) 「平均額」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注5)の②のとおり地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注7) 「一般賃金との差額の平均値」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)と「一般賃金」の差額を地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注8) 「職業安定業務統計(①)と賃金構造基本統計調査(②)等の使用割合」は、基本給・賞与・手当等を労使協定書に定めるに当たって、職種別の基準値として選択した統計調査等の使用割合をいう。①は通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」を、②は通達別添1「令和2年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」を表し、「独自」とは、通達の第5に基づく独自統計等を表す。

また、一つの職業分類で①、②等を併用している労使協定書は①、②等のいずれにも集計していないため、①、②等の割合の合計が100%となっていない職業分類もある。

(注9) 「(参考)」は、通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」において対応する職業別の基準値(0年)を抜粋したもの。

(注10) 必要サンプルサイズを満たしていない職業等は、「—」と表示。

3 能力・経験調整指数の選択状況

能力・経験調整指数の選択状況	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合 (N=300)	94.7%	33.7%	28.7%	70.3%	50.0%	75.7%	17.7%	5.0%	0.0%	6.7%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている能力・経験調整指数を確認。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 能力・経験調整指数は、通達の第2の1の②の「能力・経験調整指数」をいう。

(注3) 「0.5年」、「21年以上」、「その他」は、通達において示している「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」以外の能力・経験調整指数を労使の判断により選択している事業所の割合。

(注4) 「その他」は、通達で示している指数以外の能力・経験調整指数（「4年」、「7年」、「15年」等）を選択している事業所のうち、「0.5年」及び「21年以上」の指数を選択している事業所を除いた割合。

4 地域指数の選択状況

地域指数の選択状況	都道府県	公共職業安定所	併用	その他
選択の割合 (N=307)	75.9%	16.0%	3.9%	4.2%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている地域指数を確認。

都道府県別、公共職業安定所別、併用など、各地域指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「〇〇別地域指数を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 地域指数は、通達の第2の1の③の「地域指数」をいう。

※ 「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出したもの。

(注3) 以下の考え方に基づき、集計している。

「都道府県」：都道府県別地域指数のみを選択している事業所

「公共職業安定所」：公共職業安定所別地域指数のみを選択している事業所

「併用」：都道府県別と公共職業安定所別地域指数を職種や地域に応じて選択している事業所

「その他」：「地域指数は別表のとおりとする」等の記載があるが、別表の提出がなかった事業所などが含まれる。

5 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況	通勤手当 (実費)	通勤手当 (定額支給)	合算により 支給	不明
選択の割合 (N=307)	86.3%	4.6%	4.2%	4.9%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の通勤手当に係る記載を確認・集計したもの。

「労使協定書に通勤手当（実費/定額支給/合算）に関する記載がある事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「合算により支給」には、通勤手当相当分を、時給額等を含めて支払っている場合などが含まれる。

(注3) 「不明」には、「通勤手当の支給は賃金規程による」等の記載があるが、賃金規程の提出がなかった事業所などが含まれる。

6 退職金の支給状況

退職金の支給状況	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金共済制度等への加入の方法	その他
選択の割合 (N=307)	28.3%	56.4%	6.5%	8.8%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の退職金に係る記載を確認・集計したもの。

「選択肢○を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 退職金は、通達の第2の3により、次の選択肢1から3のいずれかを労使の話し合いで選択する方法又は通達の第3の4による合算の方法によることとしている。

選択肢1 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）

選択肢2 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）

選択肢3 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に参加する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

(注3) 「その他」には、選択肢2と選択肢3の併用や「退職金は退職金規程による」と記載があるが、退職金規程の提出がなかった事業所などが含まれる。

7 賃金の改善（法第30条の4第1項第2号口）の状況

賃金の改善の状況	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 (N=301)	72.4%	60.8%	34.9%	6.0%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の賃金の改善（労働者派遣法第30条の4第1項第2号口）

に係る記載を確認・集計したもの。

「選択した賃金の改善（高度な就業機会等）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 以下の考え方にに基づき、集計している。

「高度な就業機会」：派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上があり、より高度な業務を行うことができる認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなど。

「昇給」：派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、基本給・手当額自体を増額するなど（号俸を上げる場合など）。

「別手当の支給」：派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなど。

「その他」：賞与の中で反映する場合や、「昇給は賃金規程による」等と記載があるが、賃金規程等の提出がなかった事業所などが含まれる。

8 締結主体・有効期間

締結主体	労働組合	過半数代表者
割合 (N=307)	6.5%	93.5%

有効期間	1年	2年	3年以上	その他
割合 (N=307)	74.3%	21.8%	3.3%	0.7%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を確認・集計したもの。

「労働組合（過半数代表者）と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「その他」には、「6ヵ月」や「1年6ヵ月」などが含まれる。

(注3) 労使協定書については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結することとしている。

(注4) 有効期間については、画一的な基準を設けていないが、2年以内とすることが望ましいとしている。